

第1章 | 自閉症をはじめとする発達障害のある人への災害時の特別な対応の必要性

1 発達障害者とその家族の災害時の支援ニーズをさぐる

日本の災害対策は阪神淡路大震災以後、さまざまな体制整備が進められてきました。特に、高齢者や障害者といった災害弱者への対応に注目が集まり、2000年以降の新潟県の2度の大地震を経て、高齢者や障害者といった「災害時要援護者」に対する対応マニュアルがさまざまな自治体で整備されていきました。

しかし、今回の東日本大震災では、そうした自治体が用意した対応システムにもさまざまな課題が残されていることが明らかになりました。その一つに、障害者家族に対する災害時要援護者支援制度の周知が十分でなかったことが挙げられます。たとえば、日本自閉症協会の調査では、災害時要援護者名簿の登録について、登録する制度があること自体を「知らなかった」と回答した発達障害者家族は57%に上りました。登録しなかった人と合わせると、80%を超えており、こうした結果から行政が準備してきた災害時の支援制度の中に自閉症をはじめとする発達障害者とその家族は十分に入りきれていなかったといえます。

こうした状況となった理由として、発達障害者とその家族に必要な支援内容が十分に用意されていなかった可能性があります。すなわち、自閉症をはじめとする発達障害者とその家族は、バリアフリーの避難所が必要であったわけではなく、また、災害発生時に声をかけて避難を手伝ってくれる介護者が必要なのではなく、発達障害のことを避難所の人がよく理解してくれていると感じられる「居場所」でした。もちろん、「心のケア」や「医療の場」という要望もありますが、これらの要望にしてみても、パニックを起こしてしまう自閉症者の「心のケア」であり、行動面・精神的な不安定に対する「医療」であると考えられます。

さらに、日本自閉症協会が東日本大震災後に「災害時に欲しくても得られなかった支援」を調査したところ、右

日本自閉症協会の調査結果から
被災した4県(宮城県・岩手県・福島県・茨城県)の
自閉症児者家族に対するアンケート調査の結果によると

回答者の特徴 回答数:522/回収率:53.5%(19歳以上・52.1%/18歳未満・47.9%)
障害者手帳の所有者475(92.4%) / 定期的な服薬あり486(94.6%)

1. 災害時に要援護者名簿へ登録していたか?

登録していた	登録していなかった	登録することを知らなかった	その他
11.1%	25.1%	57.0%	6.8%

2. 今後の要望(本人に必要な支援は?) 複数回答

心のケア	居場所づくり	医療の場
31.9%	70.8%	17.5%

災害時に欲しくても得られなかった支援

1. 物資の配給	22.6%	➡ 避難所で出される食事が食べられない 等
2. 本人が安定する場所・対応	17.9%	➡ 雑音が気になる/一人になれない 等
3. 発達障害者への理解・配慮	15.2%	➡ 不安で声を出すことを理解してもらえない 等
4. 福祉避難所	13.2%	➡ 体育館に入れない/数日で我慢の限界 等
5. 家族の安否確認のツール	7.8%	➡ 本人から発信ができない 等

のような結果となりました。

この調査結果からわかることは、自閉症をはじめとする発達障害者とその家族が災害時に必要と感じていた支援は、主として、「避難所」で障害の特性に応じた特別な配慮や支援であったといえます。

もちろん、発達障害者は大災害時にどのように避難して良いかがわからずに、特別な避難誘導が必要な人もいるかもしれません。しかし、発達障害者家族の要望はそうした点だけではなく、身の安全を確保した先にある避難生活における困難への対応が重要であるということであると考えられます。

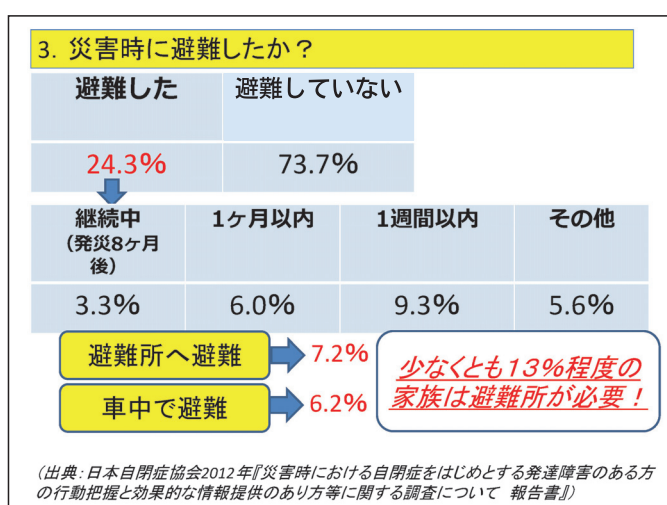
2 大災害時に避難所を必要とする発達障害者とその家族はどのくらいいるか

それでは、大災害が生じた場合にどのくらいの家族が避難を必要とするのかについてみていきたいと思います。

東日本大震災の被災地である茨城・福島・宮城・岩手の4県に在住する日本自閉症協会会員家族に対する調査では、震災後避難を必要とした家族は24.3%でした。このうち、約9%の家族は、1週間以上の長期避難を必要としていました。

ただし、避難を必要とした家族の中には、親戚などを頼って避難した人もおり、必ずしも24%の家族が避難所を利用したわけではありませんでした。そこで、「避難所へ避難した」「車中に避難した」家族の割合をみると、約13.4%の家族が自宅や親戚等の私的な居住空間では過ごすことができないでいることが明らかになりました。

この調査は、被害が激しかった沿岸部の家族にだけ聞いたわけではなく、数日のうちにライフラインが復旧した内陸部に居住する会員にも尋ねていました。また、母集団も500家族以上から回答が得られた調査でしたので、比較的信頼性の高い推計値であると考えられます。こうした点をふまえると、東日本大震災のような大災害が発生した場合には、発達障害者家族の10%～15%が避難所などを利用する可能性があるかと推測できます。



3 茨城県に避難所で特別な対応が必要な人がどのくらいいるか

上記のようなアンケート調査の結果をふまえ、発達障害者家族の約13%が避難所で特別な配慮が必要であると仮定すると、茨城県内ではどのくらいの発達障害者家族が避難所を必要とするのかを推計することができます。

平成21年度に茨城県では特別支援学校（知的障害）に在籍している子どもの数は2,617人、特別支援学級に在籍している子どもが4,645人であった。この数値の中には、自閉症以外の障害児も混在していることが予想されますが、逆に通常の学級に在籍している発達障害児は含まれていませんので、少なく見積もっても7,000人くらいの子どもの特別な配慮が必要な子どもたちであると言えます。

先の自閉症協会の調査結果と重ね合わせると、茨城県全域が大災害を受ける震災等に見舞われた場合、茨城県には7,000人×13%＝約900人の子どもとその家族が避難所を必要とすると考えられます。市町村レベルで推計するならば、たとえば、水戸市の人口は茨城県全体の約9%であるので約900人×0.9＝80家族、笠間市の人口は茨城県全体の2.6%であるので約20家族が避難所等を利用する可能性があることとなります。避難所には家族が一緒に入るの、両親などと一緒に避難してくることを考え、少なく見積もって1家族あたり3人が避難所に避難してくると推計するならば、水戸市では約240人、笠間市では約60人の障害児家族を受け入れる準備をしなければならないという計算となります。

この推計の基礎となっている数値は、あくまでも特別支援学校や特別支援学級に在籍している発達障害者です。中には一般の避難所でも過ごせる障害児もいますが、乳幼児や高等学校卒業後の発達障害者はこの数値の中には含まれていません。このことを考えると、上記の推計値は、東日本大震災のような大災害が発生した時に、少なく見積もった場合の推計値であると考えなければなりません。

どのくらいの発達障害者家族が避難所を必要とするか？

東日本大震災では、アンケートに回答した約13%が避難所を必要としたと考えたと・・・

茨城県の発達障害児（知的障害を含む）の概数

特別支援学校（知的障害）在籍児数：2617人（平成21年度）

特別支援学級在籍児数：4645人（平成21年度）

- ➡ 発達障害児（知的障害を含む）だけで7000人以上
- ➡ 茨城全域で災害が発生した場合、
7000×13%＝約900人の発達障害者家族が避難を求めてくる

例：水戸市：全県の人口の約9%／笠間市：全県の人口の約2.6%

参考資料

日本自閉症協会（2012）災害時における自閉症をはじめとする発達障害のある方の行動把握と効果的な情報提供のあり方等に関する調査について、厚生労働省平成23年度障害者総合福祉推進事業報告書

<東日本大震災を体験した発達障害者の家族の声から>①

被災直後に一番困ったのが避難生活でした。落ち着いて過ごせない、周囲に迷惑掛けてしまうなどの理由で多くの家族が避難所を利用できませんでした。またそのために食事の配給を受けられないなど二重の苦しみを経験しました。自閉症者が落ち着いて過ごせる避難所が欲しいというのが、自閉症者家族の共通の願いです。

<東日本大震災を体験した発達障害者の家族の声から>②

娘と車で帰宅の途中で地震にあった。(中略)家に着き、向かいの家の塀が路地に崩れた中、なんとか敷地内に車庫入れたものの、次の大きな余震で、隣の境のブロック塀がベニヤ板の様に動き、それを見て「これはまずい、避難だ」と頭を駆け巡り避難場所は通所施設の送迎バス停になっている保健センターだと判断した。阪神大震災時の話から娘には学校などの大きな避難所は厳しいと思い出したのだ。(中略)センター長から正式な避難所ではないが、避難利用を許可していただき2泊した。避難後しばらくして、学校体育館はもういっぱいですごい状況であると耳にしたときには、ここに飛び込んで良かったとしみじみ思った。(水戸市 Sお母さま)